

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 此 花 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月22日（火） 午後1時30分から 午後2時15分までの間	
開催場所	大阪府此花警察署 講堂	
出席者	委員	板東会長 米原副会長 高島委員 亀井委員 岸本委員 蔭山委員 正木委員 上田委員
	警察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 生活安全課長 地域課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>今年度は、警察関連で全国的に話題になったのは、安倍元首相銃撃事件で、参議院議員選挙期間中の発生でした。</p> <p>私は、発生の2日前に此花区の四貫島商店街で共産党幹部の選挙応援の場を通りかかり、此花署では見せる警護、しっかりとした人員配置をしておられ、「これは凄い警護だな」と感心しておりました。</p> <p>その2日後に事件が起こり、此花署とは全然危機意識が違う。</p> <p>此花署はしっかりしているなど改めて感じておりました。</p> <p>その後、韓国でも繁華街で人が殺到して150数名の死者が出て、今年警護関連の話題が世間を賑わせたと感じております。</p> <p>此花区は2025年には大阪・関西万博が開かれますが、府警、大阪府が一体となって頑張ってくださいと思います。</p> <p>また、地域に目を向けると、まだ特殊詐欺が散見されており、警察と自治体が一体となって啓発活動をしておられますが、完全に無くすには至っていない状況です。</p> <p>我々協議会といたしましても、広報の面で皆さんと共に地道に頑張っていきたいと思っております。</p> <p>今後も地域の安全安心を守るために日々頑張ってくださいと思います。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は、御多忙のところ、令和4年度第2回此花警察署協議会に御出席をいただきまして、誠に有り難うございます。</p> <p>委員の皆様には、平素から、警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。</p>	

コロナ情勢も第8波到来かと言われておりますが、本日開催できたことを非常に喜ばしく思っております。

さて、管内の情勢ですが、本職が着任してから今日まで、世間をにぎわす案件は少なからずありましたが、重大な事件や事故は発生しておりません。

歳末で世間も慌ただしくなってきましたが、此花署といたしましても、これまで以上に警戒を強化し、区民の皆様によい正月を迎えていただけるよう、署員一丸となって職務に邁進していきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続きの御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

### 3 業務説明

#### (1) 地域課

交番の最適化について

#### (2) 交通課

管内の交通情勢について

#### (3) 警備課

災害対策について

### 4 質疑

#### (1) 自転車の取締強化について

##### 【委員】

3人乗り用のママチャリで、お母さんが子供を前後に乗せて、スマホを見ながら走っている姿を見て、余りにも危険で心配していました。

自転車に対する取締りが強化をされるニュースを観てホッとしたところですが、此花区でも取締りを強化されているのでしょうか。

##### 【警察】

当署では、特に千鳥橋駅前から当署までの北港通り沿い及び西九条駅周辺は自転車利用が多いことから、集中的に取締りを実施するとともに広報啓発活動をしております。

#### (2) 道路標示の管理について

##### 【委員】

道路の白線が薄くなっているところがあるのを見かけるが、白線は警察の所管でしょうか。

##### 【警察】

白線は、大阪府公安委員会が設置して警察が所管しているものと、行政の道路管理者が所管しているものがあります。

##### 【委員】

管理者が異なるということであるが、市民は区別ができないが、何処に問い合わせをすればよいか。

##### 【警察】

先ずは、警察で結構です。

警察署から本部に上申して管理者に改善申請をします。

#### (3) 車両の通行禁止規制について

議事概要

**【委員】**

小学校の通学路には登下校時間帯の通行禁止規制がかかっている。  
保育園前にはかかっていない。

また、通学路ではないが、午前8時～午後8時までの通行禁止規制がかかっているのは何故でしょうか。

**【警察】**

小学校の通学路の場合、通学時間帯が決まっているので、その時間帯で設定をしています。

保育園や幼稚園は、保護者が送迎をすることが前提で、園児だけが歩くということがなく、また、通行する時間帯もバラバラであるため規制をしておりません。

時間規制による通行規制については、場所によって規制時間が異なりますが、委員のお示しの道路を確認させていただいたところ、昭和52年頃からの規制となっており、書類が残っていないため、現在のところ、規制理由については確認が取れておりません。